

農機具共済重要事項説明書

この説明書は、農機具共済へのご加入にあたり、あらかじめご承知いただきたい重要事項をまとめたものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承の上、お申込みいただきますようお願いいたします。なお、ここに掲載した以外にも大切な事項がございますので、ホームページや共済約款もご確認くださいませようお願いします。また、ご不明な点がございましたら農業共済組合（以下「組合」といいます。）までお問い合わせ願います。

ホームページ(<https://www.nosaimiyagi.or.jp/>)または、「NOSAI宮城」で検索してください。

加入申込書の提出は、本書面を確認して行われたものとみなします。

1 加入申込書の記載事項は正確に記入してください

注意喚起情報のご説明

加入申込書は加入の内容を明らかにする重要な書類です。必要事項をもれなく事実に基づいてご記入ください。記入内容が事実と異なるときは、契約解除や共済金のお支払いができなくなる場合があります。加入申込み後に記入内容の誤りにお気づきのときは、すみやかに組合までご連絡願います。

法人、生産組織等でご加入される場合は、加入申込書に法人名（生産組織名）と代表者名をご記入願います。

農機具共済加入申込書の★印が告知事項で☆印が通知事項です。

2 農機具の付属装置は、加入申込書にもれなく記入のうえ、加入してください

注意喚起情報のご説明

加入申込書に記載されている付属装置が共済金支払対象となります。

特別な記載がない限り、ユニバーサルジョイント及びオートヒッチは作業機の付属装置として扱います。作業機が加入していなければ、共済金支払いの対象になりません。加入できるすべての機種についてご加入されることをおすすめします。

3 共済責任期間中、次の場合はすみやかに（またはあらかじめ）組合に通知してください この通知を怠ると、契約解除・失効や共済金をお支払いできなくなる場合があります

注意喚起情報のご説明

- | | |
|--|------------------------|
| (1) 他の保険・共済に加入したとき | (3) 加入農機具を入替えた（買替えた）とき |
| (2) 解体、廃棄、用途の変更、大きな改造、格納・設置場所の変更及び危険の著しい増加 | (4) 譲渡、相続などにより承継するとき |

※ (3) (4) に関しては、事実が発生してから14日以内に通知してください。

なお、加入者からの通知後、組合が承認する前に生じた損害については、共済金のお支払いはできません。

4 損害が発生したときは、すぐに連絡してください

注意喚起情報のご説明

事故発生連絡が遅れた場合、事故状況の確認が困難になるなどで共済金のお支払いができなくなることがあります。また、損害の額の一部または全部が免責されることがあります。（6ページの8の「1 事故発生通知の遅延による免責」をご覧ください）

5 損害が発生しても次の場合は、共済金をお支払いできません

注意喚起情報のご説明

- | | |
|---|--|
| (1) 加入者の故意または重大な過失 | (11) その他これらに類する稼働中の事故のエンジン、トランスミッション（デフミッション、PTOミッション及びHST・CVTなどの無段変速機を含みます）関係の事故 |
| (2) 加入者と同居する家族及び法定相続人の故意（加入者以外の方が共済金を受け取るときはその当該者を含みます） | (12) 損害の額が新調達価額（標準小売価格）の5%または1万円のいずれか低い額に満たないとき |
| (3) 運転者の故意または重大な過失 | (13) 災害共済金の支払い合計が共済金額に相当する金額以上となり、共済関係が消滅したとき |
| (4) 農作業以外の使用目的による事故 | (14) 加入者が損害発生のお知らせを怠り、または故意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき |
| (5) 故障、欠陥、摩滅、腐食、さび、その他自然消耗によって発生した損害 | (15) 加入者が正当な理由がないのに調査を妨害したとき |
| (6) 凍結によって発生した損害 | (16) 加入者が損害防止の指示に従わなかったとき |
| (7) 消耗部品にのみ発生した損害 | (17) 加入者が共済金の支払請求手続きを3年間怠ったとき |
| (8) タイヤ、チューブ、クローラーに発生した損害（火災、盗難による盗取、自然災害による損害は共済金支払いの対象となります） | (18) 共済責任期間が始まった後であっても、共済掛金等の払い込みを受ける前に発生した事故による損害（共済掛金等が追加徴収になる場合に追加掛金等の支払いを怠った場合も同様です） |
| (9) コントロールボックス、コンピューター、センサー類に発生した損害（火災、落雷、盗難による盗取、鳥獣害、接触、衝突、自然災害による損害を除きます。ただし、接触、衝突は、接触、衝突の力が直接作用したことが確認できた場合に限りま） | |
| (10) その他これらに類する稼働中の事故のエンジンの焼付け（オーバーヒートを含みます）による損害 | |

6 損害の額の算定

契約概要のご説明

- | | |
|--|--|
| (1) 損害の額は、その損害の発生直前の状態に復旧するために必要な費用の最低額とします。 | (4) 製造後の経過年数の大きい農機具など修理部品が供給できない場合には、その部品が供給できるものとみなした見積額により損害額を算定します。 |
| (2) 火災、落雷、破裂または爆発、盗難による盗取、自然災害以外による損害は、損害額から10%に相当する金額を除いた金額を損害の額とします。 | (5) 損害部品の処分費、交換部品の搬送費、損害の有無を確認するための点検調査費用及び修理見積書等必要書類の作成費用は、損害の額に含まれません。 |
| (3) 損害額は、農機具共済損害評価要領等に基づき、修理明細請求書等から対象外の部品などを除いた金額となります。 | |

加入された農機具が共済事故により損害を受けた場合は、事故発生日から1年以内に復旧(修理または買替え)しなければなりません。
1年以内に復旧しない場合は、損害額を時価損害額(経年減価を考慮した額)に置き換えてお支払いします。

8 「損害の額」の一部または全部が免責される場合があります

注意喚起情報のご説明

1 事故発生通知の遅延による免責

事故発生通知の遅延	遅延期間	免責割合
	事故発生後2ヶ月を超え3ヶ月以内の場合	20%
	事故発生後3ヶ月を超え6ヶ月以内の場合	30%
	事故発生後6ヶ月を超え1年以内の場合	40%
	事故発生後1年を超える場合	50%
	遅延期間に関わらず、損害評価ができない場合	100%

(注) 鳥獣害・落雷等、機械的稼働時に損害が判明し遅延理由が正当と判断できる場合は、免責を適用しないことができます。

2 部品による免責

(1) 消耗部品の免責

①オイル ②グリス ③クーラント類 ④エレメント・ストレーナ類 ⑤バッテリー ⑥ヒューズ・点火プラグ・電球類 ⑦ベルト類 ⑧ブレーキ ⑨走行クラッチ ⑩爪 ⑪ゴム類 ⑫タイヤ・レーキ ⑬ローダのバケット類 ⑭ガスケット・オイルシール等(軸付きシール、パッキン、オリング、ワッシャ、トメワ、スナップリング、座金、ブッシュ) ⑮ベアリング ⑯その他メーカーで消耗品と指定しているもの

(注) 上記消耗部品の損害は共済事故により被災した場合であっても損害の額から除きますが、①～⑯の消耗部品以外の損害部品とともに交換した場合は損害の額に加えます。

なお、①～④については、火災、落雷、破裂もしくは爆発、盗難、自然災害での損害を除き、他の損害部品とともに交換した場合でも損害の額から除きます。

ただし、水害が原因で浸水・冠水した場合は、上記消耗部品①、④、⑯に単独で発生した損害についても損害の額に加えます。

(2) 消耗部品に準じる部品

消耗部品に準じる部品	損害のうち災害共済金支払の責任を負わない割合
動輪・転輪・遊動輪・田植機の一体ゴム車輪	50%
刈刃・受刃等カッターナイフ類	50%
ユニバーサルジョイント	50%

(注1) 火災、盗難、自然災害による事故での損害はこの免責を適用しません。

(注2) ユニバーサルジョイントは、トラクター等動力源と作業機を連結するものに限ります。

3 免責の適用

(1) 免責対象額

免責対象額(免責割合を乗じる損害額)は次の額とします。

① 事故発生通知の遅延による免責

材料費+技術料+その他修繕費

② 部品による免責

材料費

(注) 火災、落雷、破裂または爆発、盗難による盗取、自然災害以外の共済事故については、損害額から10%に相当する金額を差し引いた額が免責対象額となります。

(2) 免責が重複した場合

「1 事故発生通知の遅延による免責」と「2 部品による免責」が重複した場合は、次により免責額を算出します。

① 「2 部品による免責」額を計算します。

② (損害の額-①)×「1 事故発生通知の遅延による免責割合」により「1 事故発生通知の遅延による免責」額を求めます。

③ ①+②が免責額となります。

(3) 上記以外にも、過失が甚大な場合は、組合の約款に基づいて免責する場合があります。

4 共済金を支払わない損害

次の事由によって発生した損害(これらの事由によって発生した事故が延焼または拡大して発生した損害を含みます)に対しては、災害共済金を支払いません。

(1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

(2) 地震等(地震等担保特約を付帯した場合を除きます)

(3) 核燃料物質(使用済燃料を含みます)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます)の放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する事故

9 個人情報の取扱い

組合は、個人情報保護法に基づき、ご加入いただいた農機具共済に関する情報について、引受・損害評価・損害防止・加入推進等の目的以外には利用いたしません。ただし、農機具共済の異動処理及び共済金の支払手続き上、第三者への情報提供を行う場合があります。

10 その他の重要事項

補償を同じくする他の保険等に参加されていた場合、それぞれのご契約から支払われる共済金などの合計額が損害額となるように調整することがあります。(按分計算)

11 加入者の皆様へ

共済掛金等の納入は、口座自動引落をおすすめしています。

現金での払い込みの場合は、加入申込みをされた方が、自ら当組合、指定金融機関及びコンビニエンスストアで払い込み下さい。職員による現金集金業務は、行っておりません。